

## ご提案書

# ネパールにおける児童労働および人身売買 撲滅に向けた取り組み



© UNICEF Nepal, 2012

2014年

## 提案概要

<b>国名</b>	ネパール
<b>提案名</b>	ネパールにおける児童労働および人身売買撲滅に向けた取り組み
<b>依頼ご支援額</b>	<b>404,271 米ドル</b>
<b>期間</b>	2014年4月-2016年3月
<b>目標</b>	当プロジェクトは最悪な形態の児童労働に従事する子ども（人身売買の被害者や被害が及ぶ危険性が高い子どもを含む）を取り巻く状況を改善し、さらなる被害を予防する取り組みを実施します。また、当プロジェクトは地域および全国レベルで児童保護システムを通じて子どもを虐待、搾取や暴力などから保護することを目標としています。
<b>戦略的成果</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最悪な形態の児童労働に従事する 1,200 人以上の子どもを危険な労働環境から救済し、社会経済的に持続可能な社会への復帰を目的としたリハビリサービスを受けられる環境を整備します。また、同様の労働に従事するその他 3,000 人以上の子どもが心理社会的支援および教育（正規、非正規、職業訓練）を受けられる環境の整備、そして生活に関する他のサービスの照会を行います。</li> <li>2 対象地域における子ども、その家族、雇用者およびコミュニティ全体が最悪な形態の労働の撲滅に向け前向きな姿勢を取り入れるよう、意識改革を行います。</li> <li>3 児童労働および人身売買に関する既存の規制および政策の効果的な実施、施行、モニタリングおよび評価を可能とするため、全国/地方の団体と当局の能力を強化します。</li> </ol>
<b>対象人口</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人身売買被害者を含めた最悪な形態の労働に従事する児童</li> <li>● 人身売買の被害者および被害が及ぶ可能性が高い児童</li> <li>● 児童労働者を生み出すまたは生み出す可能性の高い貧困世帯</li> <li>● 上記の子どもたちとつながりのある親族またはコミュニティ</li> <li>● 児童を雇用する雇用者のコミュニティ</li> </ul>
<b>対象地域</b>	ネパール国内 5 県中の 8 地方自治体にて人身売買の被害者を含む最悪な形態の児童労働に従事する児童の社会復帰を支援します。また、その他 8 地方自治体において状況調査を行います。
<b>プログラムパートナーおよび実施期間</b>	ネパール政府、国際および国内 NGO、コミュニティをベースとする組織および団体
<b>パートナー国連機関</b>	国際労働機関( International Labour Organization)

## 1. プロジェクトの目的

### 1.1 ネパールの概況

ネパールは世界的に最も開発が遅れた低所得国の一つであり、UNDPの定める人間開発指数（2013）では全186ヶ国中、157位にランクしています。国全体として貧困の度合いは弱まっているものの、同国内の子どもの三分の二は「7つの基本的ニーズ」のうち、1つ以上のニーズが満たされない生活を余儀なくされています。ネパールの人口は2,600万人を超え、そのうち46%が18歳未満です。同国は75の行政地区に分けられています。国内における地形はごく短い南北の距離の中で急激に変化し、南部は標高100m以下の平野部、北部は8,850mを超える高峰群となります。このような地形から同国は洪水や地滑りなど多発する自然災害の被害を受けやすく、また一方で大規模な地震断層の上に位置しています。

10年にわたるネパール内戦は包括的和平合意により2006年9月に終結しましたが、内戦は貧困に陥っていた同国をさらに不安定にさせ、脆弱な層を取り巻く状況は悪化しました。その中でも特に女性と子どもが最も大きな影響を受けました。内戦により子どもを保護する国内制度は廃止となり、家族やコミュニティなどのネットワークが崩壊しました。さらに内戦による大規模な人口移動の発生、両親や世帯収入の激減、学校の閉鎖は児童労働を急激に増加させたと見られています。また、内戦後も食糧や燃料問題、金融危機などの様々な理由により、子どもを含む労働力の移動は増加し続けています。

### 1.2 問題の背景および分析

#### 児童労働

ネパール国内の18歳未満の人口は1,280万人以上でその多くが働いています。ネパール労働人口基準調査（2008）によると5-17歳の子どもの40%が働いています。5-17歳の子どもの620,000人が「危険な労働」に従事しており、その多くは都心部に集中しています。このうち、一部の子どもは家族の営む農業や事業の手伝いをしており、教育または成長全般への害はない労働に従事しています。しかしその他の子どもたちは肉体的、精神的、信仰的、道徳または社会的育成面から何等かの害が及ぶ可能性のある労働に従事しています（ネパール児童労働報告書2011）。

搾取的な児童労働はネパール国内における最も深刻な社会経済問題となっています。これは複雑な社会経済及び社会政治問題や、その他数多くの要因による結果です。第一の原因は世帯レベルでの貧困および脆弱性と考えられていますが、その他ネパール社会におけるいくつかの要因が高い児童労働を引き起こす原因として挙げられています。例として適切な教育政策の欠如、教育を受ける上での障害の存在、性差別、カースト差別、社会的差別、社会的保護の欠如、そして児童労働を許容する社会的風潮などが挙げられます。子ども、その親や親族、コミュニティの住人や雇用者などが児童労働の引き起こす問題を認識していないことから問題が長引き、より多くの子どもが働き手として労働市場に送り込まれています。

ネパール政府は国内で緊急の対応を要する7種類の「最悪な形態の児童労働」を特定しました。それらは強制労働、家庭内労働、くず拾い、炭鉱労働、絨毯織り、陶器製造および児童人身売買です。また、近年ではエンターテインメント産業（特に女子児童）、都市部の交通事業、密輸や刺繍産業など新たなセクターにおける児童労働の重要性が増しています。

フォーマルセクターにおける児童労働は減少しましたが、ネパールの労働法ではカバーしきれないインフォーマルセクターでの件数は増加しています。例として多くの子ども、特に女子児童は家庭の使用人として雇用され、家族の保護から外れることで、性的搾取の被害に合うリスクにさらされます。海外との密輸や非正規のエンターテインメント産業に従事させられる子どももいます（カトマンズバレーだけで約 11,000 から 13,000 人の女子児童や女性が「夜のエンターテインメント産業」に従事させられ、その多くが子どもであるという統計が出ています）。

危険な労働に従事する子どもの約半数は教育、栄養のある食事や保健サービスを受ける機会を奪われています。多くは雇用者から精神的、身体的または性的虐待を受けています。中には、このような状況から逃げ出し（5,000 人の子ども）、行き場を失ったことから人身売買や性的搾取な

ど、さらなる虐待の対象となる子どももいます。また、生き延びるために法を犯す子どももいます。

児童労働の主なきっかけは貧困ですが、異なるケースもあります。両親を亡くした（死別、移住や再婚などにより）子どもたちが親族によって養うことができないと判断され、家庭やコミュニティ外へ働きに出されるケースも多く存在します。また、親による虐待や学校での問題から自ら家出をする子どももいます。家族と離れてしまった子どもは虐待、ネグレクト、搾取の対象になる可能性が非常に高まっています。

ネパールには子どもの労働時間や業種など、年齢別の労働条件を定める児童労働法が存在します。ただしこの法律が適応されるのは児童労働が少ないフォーマルセクターに限られます。そして最も懸念されるのは、児童労働が社会的に受け入れられているという事実です。子どもの親やコミュニティは多くの場合、児童労働が子どもに与える弊害や児童労働を取り締まる法律を認識していません。

### 児童労働の定義

国際労働機関（ILO）条約138号

（1973）及び182号（1999）の定める児童労働者は12歳未満で何らかの経済活動に従事している児童、12-14歳で負担の少ない仕事に従事している児童、またはILO条約182号で定められた劣悪な労働に従事し、奴隷化、労働や売春の強制、人身売買、違法活動または危険物の取り扱いを強制させられている全ての児童です。<sup>1</sup>



7種類の最悪な形態の児童労働（強制労働、家庭内労働、くず拾い、炭鉱労働、絨毯織り、陶器製造および児童人身売買）は重大な人権侵害に相当します。従事している子どもたちは教育を受けることが出来ず、身体的または性的虐待の対象となり、HIV/AIDSを含む性感染症のリスクにさらされ、長時間労働を強いられ、怪我や危険物にさらされ、自ら主張することも許されません。子どもたちの大多数（約80%）は農村地から都市部など仕事のために移住しており、そのために家族による保護から離れて暮らしています。<sup>2</sup>

ネパール政府は全ての形態の児童労働を廃止させる義務があります。同国政府は児童に関するあらゆる国際基準および条約に署名しており、それらは子どもの権利条約（UN CRC, 1989）、ILOの就業最低年齢条約（ILO条約138号）および最悪な形態の児童労働条約（ILO条約182号）を含みます。

ネパール政府はこれらの条約に基づき、児童法令（2048）、労働法令（2048）、児童労働（禁止および規制）法令 2056 など、いくつかの国内法律文書を策定しました。加えて、子どもの権利を守り、国内のあらゆる形態の搾取的児童労働を削減するために2つの国家開発計画が策定されました。（1）カントリープログラム 子どものためのアクション（2013-2017）および（2）

<sup>1</sup> UNICEF、「Child Labour」、はこちらでご覧になれます  
[http://www.unicef.org/protection/files/Child\\_Labour.pdf](http://www.unicef.org/protection/files/Child_Labour.pdf)

<sup>2</sup> UNICEF、ILO、World Bank (2003)、*Understanding Children's Work in Nepal*.

児童労働に対する国家マスタープラン（2004-2014）です。後者は2014-2020年版に向け改訂が行われています。

上記の法律文書はネパール政府によって承認されましたが、これら国内の法律と国際的な児童労働基準には隔たりがあります。特に懸念されているのは、現在ネパールの児童労働法では家族経営またはインフォーマルセクターは対象ではなく、また、危険物取扱いは16歳から許可されています。また、現在政府は児童労働に関わる法律の順守を強制し、モニターするために必要な手立てを持ち合わせていません。

ユニセフのカントリープログラムアクションプラン（2013-17）は同国の児童労働問題は最も懸念され、支援を必要とする分野の一つであると訴えています。また、ユニセフは現在、個別の問題解決に焦点を当てたアプローチから、対象国の制度構築に焦点を当てたアプローチへの転換を目指しており、今回はそのひとつとして子どもを全ての形態の暴力、搾取、虐待から救うために政府による児童保護システムの構築支援を行います。

ネパール政府の児童労働に係る国家マスタープラン（2004-2014）は特にインフォーマルセクター労働に従事している子どもたちや保護者の意識を高め、同時に基礎教育、保健、社会保障に加え、世帯向けの収入増加、自営業支援などに関する特別なプログラムを実施することで最悪な形態の児童労働を削減することを主な目的としています<sup>3</sup>。この問題を解消するために雇用者や親の意識を高め、教育や職業訓練機会を拡大し、貧困世帯の収入増加を促すプログラムを実施し、児童労働、ジェンダー問題に関する法律を改訂/施行し、児童労働を監視する制度を導入するなどの取り組みが必要とされています。

### 児童人身売買

ネパールの子どもの多くは国内外の人身売買の対象となっており、主にインド、そして近年では湾岸諸国やその他地域へ向けて取引されるケースが増えています。その目的の多くは商業的な性的搾取、強制労働、その他最悪な形態の児童労働（炭鉱、工場、家庭内使用人、サーカスエンターテイナーや物乞いなど）、強制収容、違法海外養子縁組、強制結婚や臓器売買などです。

年間では約12,000人の子どもたちが主に性的搾取を目的としてインドへ売買されます。近年ではネパール国内での性産業が拡大し、商業的な性的搾取を目的として女性および子どもの人身売買が急速に拡大しています。カトマンズバレーだけでも約11,000-13,000人の女の子や女性が「夜のエンターテインメント産業」に従事しているとの統計が出ています。その多くは子どもで、なかには8-9歳の子どもも含まれます（ILO/CWIM 2011およびTdh2010）。

国際組織「Terre des Hommes (TDH)」の行った調査によると、インド国内の売春宿で働くネパール人の多くは18歳未満で売買され、売春宿のオーナーによって奴隷状態または借金漬けにされ働かされています。被害者は平均で3から5年に渡りこのような状況下で働かされます。被害者は解放後も「恥」の意識、家族やコミュニティからの差別やその他の収入源がないことから、自らの意思でネパールに戻るケースは非常に限られています。人身売買の主な要因は最も脆弱な人口層による意識の欠落、極度の貧困、低い教育レベル、性差別、政情不安定、急速な都市化と地方からの人口移動などが挙げられます。

ネパール政府は人身売買を取り締まる包括的な法的枠組みとして、人身売買及び移動（制限）法2007（HTTCA）を発令し、人身売買撲滅に向けた大きな一歩を踏み出しました。政府による労働者の人身売買対策および移住労働者権利の保護は海外雇用法2007やその他国際法、二国間協定、国際条約に準拠しています。近年、ネパール政府は海外雇用法2012の執行により、国家レベルであらゆる政策改革を行いました。しかしネパール政府は人身売買撲滅に必要とされる最低限の基準を満たしていません。この取り組みに向けた十分な人材と財源は確保できず、実施メカニズムが脆弱で被害者は政府から十分な支援を受けることが出来ず、法律は整合性に欠け、被害者の特定は難しい状況です。これらの問題点はネパールにおける人身売買対策の有効な実施を妨げています。

<sup>3</sup> 労働移動省、「National Master Plan on Child Labour」、2004-2014

### 1.3 ユニセフによる取り組み

ユニセフによる対ネパール政府協力プログラム 2013-2017 は子どもの保護に関する人身売買を含む児童労働問題対策を優先事項としています。ユニセフは広範に亘る子どもの保護に関するネパール政府のコミットメントおよび能力強化の一環として人身売買を含む児童労働問題に取り組みます。ユニセフはパートナー団体と共にネパール政府、国連機関、国内外 NGO とのパートナーシップを築き、政府および関連団体による子どもの保護活動を促進する役割を果たします。ユニセフが実施する主な取り組みは政策提言（アドボカシー）、法律/政策の策定支援、取り組みを実施する上で必要に応じた政府/関連団体の能力強化や対象である子どもたちが直面している虐待や搾取に関する調査分析などが含まれます。

ユニセフは国際基準に沿った法制度の整備や施行を支援するための政策提言（アドボカシー）や支援を提供しています。結果、女性省、児童社会福祉省は児童権利（助成および保護）法案を改訂しました。改訂後の法案は児童労働者の権利の保護と拡大に向けた法的義務を盛り込んでいます。

また、コミュニティレベルで子どもと女性を暴力、虐待、搾取、差別から守るため、ユニセフはジェンダーベースの暴力監視グループ（GBV 監視グループ）の設立及び活動支援を行いました。GBV 監視グループは子どもへの暴力（児童労働や児童人身売買を含む）を許容する社会全体の制度及び考え方に立ち向かいます。当グループの主な活動は暴力の防止、社会の意識向上、問題の早期発見、各ケースのフォローアップ、モニタリング及びレポーティングを含みます。現在、75 地域で 1,042 以上の GBV 監視グループが活動しており、女性および子どもを暴力、搾取、虐待や差別から守る上で重要な役割を果たしています。

また、ユニセフは 5 地域の 8 地方自治体に対し、児童労働プログラムの実施支援を行っています。当プログラムはデータ管理、子どもとその家族に対するサービスの提供（例：子どもヘルプライン、一時入居施設、心理カウンセリングおよび法律、健康、生活、正規/非正規/職業教育等のサービスの紹介）、または現地サービス提供者の拡大、調整、モニタリングおよび能力強化など幅広い活動を行っています。

当プログラムは、対象自治体内における最悪な形態の児童労働の撲滅に向けた政府の取り組みを支援し、国内各地域及び国家レベルでの児童保護制度を強化することで児童労働に係る国家マスタープラン（2004-2014）で掲げる目標の達成、人身売買対策国家計画 2012 年及び子どものためのカントリープログラムアクションプランの実施を目指しています。

### 1.4 戦略上の優先順位

児童労働および児童人身売買に対する活動は発展的な視点を持った計画を欠く場合、小規模で不完全な取り組みに終わってしまい、被害者の救助や復帰の複雑性を理解する上で大きな障害となります。これまで、中央および地方当局、民間セクター、労働組合、子どもとその親に対して子どもの権利と人身売買や児童労働が及ぼす弊害に関する認識を高めるための取り組みが行われてきました。しかし、この問題は根深く、多くの子どもとその家族が悲惨な状況に身を置いていることから、児童労働と児童人身売買撲滅に向けた手立てはユニセフの支援により取り組みを強化させる必要があります。具体的には以下の取り組みが想定されています；

1. 最悪な形態の児童労働/児童人身売買の防止に重点を置いた子どもの保護を管轄する公的機関（中央、省庁内の該当部門および地方自治体など）の能力強化
2. 対象児童とその家族による公的サービス（保健、教育、保護及び生活全般）利用状況の改善
3. 全ての形態による人身売買に対する法律の施行拡大支援
4. 児童労働および児童人身売買を防止するプログラムの拡大
5. 家族、コミュニティ、雇用者や労働組合による児童労働および児童人身売買の弊害に関する理解の普及
6. 児童労働の廃止に向けた取り組みが公的なアジェンダと貧困削減プログラムに盛り込まれるよう、政府高官レベルに対するデータに基づいた政策提言（アドボカシー）の実行

## 2.プロジェクトの目標

当プロジェクトの目標は子どもによる労働への従事を防ぎ、人身売買を含む最悪な形態の児童労働に従事させられている子どもを支援することで労働や搾取的労働に従事する子どもの数を削減することです。

目標達成を確実にするため、プロジェクトは相互に作用する以下の要素により構成されています。

### (i) 最悪な形態の労働に従事する児童 1,200 人を含む 3,000 人の児童労働者の救援や学校/社会復帰、または新たな労働者発生の阻止へ向けた適切なサービスの提供

- 3,000 人の子どもが心理社会的なサポート、教育（正規、非正規および職業訓練）、家庭内介入、生活や収入を生み出す活動に関する支援を利用出来る環境を整える
- 上記 3,000 人の子どものうち現在児童労働に従事している 1,200 人を救済し、社会経済面での持続的な社会復帰を後押しするためのリハビリサービスを提供する
- HIV/AIDSに感染した児童や障がいをもつ児童を特定し、適切なサービスを受けられるよう働きかける
- 10,000人の子どもの子どもたちが最悪な形態の児童労働へ従事することを阻止する

### (ii) 国家および地域レベルでの政府機関およびコミュニティ組織の能力強化

- 当問題に関連のある政府機関（労働省、女性、児童、社会保健省、警察及びその他の司法関連団体）を支援し、最悪な形態の児童労働に重点を置きながら、児童労働に係る国家マスタープランおよび児童人身売買に対するアクションプランの実施状況をレビューし、より効果的な実施を目指した体制の強化および技術支援を提供します。
- 国家および地域レベルでの関連機関のネットワークや戦略的パートナーシップの強化、または児童労働や児童人身売買問題に関わる政府関係者やコミュニティの体制強化を行うことで国家の児童保護システムの強化を支援します。また、これらのネットワークは貧困削減や最悪な形態の児童労働/人身売買の被害者への教育普及活動とのリンクも含まれます。

### (iii) 検査、実施体制、規制遵守メカニズムの強化

- 児童人身売買の被害者の状況に関して、性別、年齢、カースト/民族性、被害状況やプロジェクトを通じて行われた対策に関するデータを収集し、保管するために、実施体制の調整会議および現地の政府当局（例：女性/児童省事務所、地域児童福祉委員会や地方自治体、警察など）と再検討（レビュー）、計画研修会を実施します。
- プロジェクト実施上のモニタリングおよび検査メカニズムを強化するための技術支援を行います。

### (iv) 地域の動員および意識改革に向けたコミュニケーションの実施

- 各世帯、雇用者や広く一般に向けて、児童労働および児童人身売買に関する意識改革を促すためのコミュニケーションプログラムの開発に向けた政府支援を行います。
- IEC（情報/教育/コミュニケーション）資料等の作成/配布を通じて、子どもの権利に対する理解を子ども、親、コミュニティおよび雇用者の間で高め、子どもたちによる権利の主張や必要時における法的措置に対する権限があることを認識させます。
- 広く認識していただくためのキャンペーンをコミュニティ レベル（学校を含む）で実施します。
- 児童労働や児童人身売買に関して、テレビ、ラジオ（FM）、マスメディアを通じて普及できる番組制作および放送を行います。

### (v) 政策提言（アドボカシー）、調査および民間セクターへの呼びかけ

- 主要な関係団体の高官とのミーティングや協議を行い、問題の認識およびコミットメントを確認します。
- 女性、不利な条件下の人々、障がい者や若者などの雇用を促進する目的の「事業インセンティブ」（例：税免除、補助金、報奨金などの交付）スキームの策定に関する政策提言（アドボカシー）を国家および国際レベルで行います。
- 絨毯の販売業者に対して製造の過程に児童労働が関わらない製品販売の呼びかけや、米国や欧州諸国に対して児童労働が関わらないネパール製品の輸入促進スキーム導入を呼びかけます。
- 人身売買及び児童労働に関わるデータの欠如を補完するために、この問題に関する調査/分析を行います。
- 民間セクターと共に雇用者と家族にやさしい雇用モデルの試験的なプロジェクトを開発します。
- カーペット産業など特定の産業における雇用状況の改善と製造過程における費用効率改善を目的として、雇用者に対する技術/資材支援を提供します。

### 【補足】

#### 各種サービスの提供：

次のようなサービスの実施を予定しています：心理社会面でのカウンセリングサポート、教育（正規および非正規）；職業訓練、収入取得活動（小規模店、売店、養ヤギ、養豚、野菜園芸、キノコ培養など） 零細企業訓練、児童労働者または人身売買の被害者児童を抱える弱い立場に置かれた家族に対する基礎保健ケア。

児童とその家族に対して行われる支援サービスの具体的な内容は児童の利益を念頭に置き、ネパール中央児童福祉委員会（CCWB）が作成した標準ケースマネジメントガイドラインに沿い、各家族に対するアセスメントおよび児童の意向を考慮した上で決定されます。

#### キャパシティビルディング/能力強化：

この取り組みは地域および全国レベルで児童労働の削減や、児童人身売買問題に対応するために政府機関（地域および全国レベルで） および関連ステークホルダーのキャパシティを強化することを目的としています。主な活動はパートナー団体に向け以下のテーマで行われるトレーニングプログラムとワークショップです：(i) 児童労働、人身売買および児童保護、(ii) ケースマネジメントガイドラインおよび支援を要する児童に対する質の高い支援サービスの提供方法、(iii) 児童や児童の権利および人身売買に対する既存の国内規制および関連の国際協定、(iv) 地方自治体職員およびソーシャルワーカーによる成果に基づくモニタリングおよびレポーティングスキル、(v) プログラムの再検討会議（レビュー） およびプランニング研修会（ワークショップ）、(vi) 児童保護に関する情報管理システム

#### 児童労働対策メカニズムの強化：

現在、地方自治体において児童労働および人身売買問題に対応するためのメカニズムとして地方自治体 CFLG（子どもに優しい地方政府）委員会、子どもクラブ、TLOs（Tole Lane 機関：草の根レベルで活動する機関）、VCPCs（村の児童保護委員会）などの組織が設立されています。ただし、当プログラムの持続性を支えるために、これらメカニズムの強化に向けた働きかけが必要となります。この取り組みには以下の活動が含まれます：(i) プログラムの実施態勢調整および検討・再検討会議（レビューミーティング）/研修会（ワークショップ）の定期開催、(ii) 児童労働および人身売買の発見、レポーティングを目的として設立された児童の照会/救済委員会、CFLG 委員会、VCPCs に向けたオリエンテーションの開催、(iii) 児童を取り巻く状況の把握とステークホルダーからのフィードバック入手のための地方自治体職員およびステークホルダーとのプログラム実施現場/村の共同モニタリングの実施、(iv) 児童保護団体間の共同計画の策定およびリソースの共有を目的としたワークショップの開催、(v) コンピューターやデータベース管理（児童労働/トレーニング資料/児童労働者向けの子どもの優しい学習資料などの）に用いる周辺機器など、必要機材と資料の地方自治体およびパートナーNGO 団体への提供。



## 意識改革コミュニケーション（BCC）の実施：

プログラム内でも最も重要な取り組みであり、家族、雇用者および一般社会の意識を以下のコミュニケーション活動を通じて変化させることを目的としています：(i) 児童労働問題に関して家族、雇用者および児童労働者のコミュニケーションを促すためにソーシャルワーカー、女性グループ、子どもクラブ、村の児童保護委員会などへの個人間コミュニケーションスキル改善活動の実施、(ii) 一般社会に児童保護および児童労働問題を提起するためのポスター、パンフレット、掲示板、ブローシャー、ステッカーなどの情報/教育/コミュニケーション資料の作成、(iii) 学校における意識向上キャンペーンの実施、(iv) 政府機関、市民社会団体、雇用者との児童労働問題に関する意見交換および政策提言の実施、(v) 自治体の子どもクラブを通じた児童保護および児童労働問題をテーマとした演劇の開催、(vi) 一般社会の意識改革を目的とした児童保護問題のテレビ、ラジオ、ローカル FM 向けプログラムの制作および上映。

## 2.1 期待される結果

- (i) 1,200 人以上の子どもが人身売買を含む非常に危険な雇用状況から解放され、家族やコミュニティへの持続的な社会経済復帰を促す適切なリハビリサービスを受けます。加えて児童労働に従事する 1,800 人の子どもたちが心理社会的サポート、教育（正規、非正規及び職業訓練）やその他の生活全般に関するサービスを受けます。
- (ii) 児童労働に関する既存の法律および政策の効果的な導入、施行、モニタリングおよび評価の実施を可能にするため、国家および準国家レベルの関連機関の能力を強化します。
- (iii) 対象地域での意識改革コミュニケーションキャンペーン（BCC）を通じて子ども、家族、雇用者そしてコミュニティ全体で最悪な形態の児童労働および児童人身売買の撲滅に向けた理解を普及させます。
- (iv) 共同計画の立案や既存の政策と子どもの保護に関する法律の施行に向け、主要なステークホルダーと児童保護機関による協調体制およびモニタリングメカニズムを強化します。
- (v) 児童労働および児童人身売買問題対策を含む児童保護システムの地域/自治体レベルでの策定に向け、政府機関を支援します。
- (vi) 国家および地域レベルの開発計画と貧困削減戦略/計画に児童労働および児童人身売買問題に向けた取り組みを追加するよう働きかけます。
- (vii) 米国や欧州を中心とした国内外のコミュニティに向けて児童労働が関わらない商品の積極的購入を推進します。
- (viii) 児童労働および児童人身売買に関する状況調査や研究を実施し、その結果を支援プログラムの策定や政策提言（アドボカシー）に役立たせます。
- (ix) 児童に対する検査メカニズムおよび地域社会（コミュニティ）に基づいたモニタリングを改善し、政府当局による対策の実施能力を強化します。

## 2.2 活動の内容

**プログラム構成要素 1：最悪な形態の児童労働から救済された 1,200 人の子どもたちに対する適切なリハビリおよび社会復帰支援の実施。最悪な形態の児童労働に従事する合計 2,500 人の子どもたちに対する公的サービスの提供**

以下の活動が含まれます：

- 子どもたちと家族に適切なサービスを提供するため、個別に子どもたちの分析結果および事例管理計画を進展させられるように各自治体とパートナー NGO に技術支援を行います。同時に、公的サービスへのアクセスを支援します；教育（正規および非正規）；職業訓練および収入活動；児童労働者を抱える貧困世帯に向けた零細ビジネス訓練；心理社会的ケアや保健など基本的な公的サービス。子どもたちは政府認可の非正規教育コースを受けられるようになり、コースの終了後には正規の教育を受けることが可能となります。子どもが児童労働や児童人身売買から救済され社会復帰に向けた支援を受ける際は、子どもが戻される場所を含め、支援の詳細は子どもの考えに最重点を置きながら、個々の家庭の状況を勘案したうえで決定されます。
- 実施体制の調整会議および研修会を通じて、地方政府機関、NGO や地域をベースとした団体と効果的なパートナーシップを構築し、特にリスクが高いと思われる世帯を特

定します（例：女性や子どもを世帯主とした世帯、土地を所有しない世帯や極度の貧困世帯）。

- 最悪な形態の児童労働および児童人身売買被害者の照会や被害者への適切な対応を促すため、トレーニングやオリエンテーションを行い、8 か所以上の地方自治体に対して照会メカニズム強化支援を行います。

## **プログラム構成要素 2：国家および準国家レベルの組織的能力およびコミュニティの構造的な能力強化**

以下の活動が含まれます：

- 児童労働に係る国家マスタープラン（2004年-2014年の計画を継いで、現在、2014年-2020年計画を検討中）の実施状況調査を行う政府を技術支援し、国際基準に倣って問題点などを特定します。
- 当計画が統一的な戦略の下で実施されるために国家および準国家レベルの担当省庁やその他ステークホルダー間の実施体制強化を目的とした技術支援を行います。
- プログラムの実施状況を確認し、モニタリングを行うために全国、地方および地方自治体レベルで政府機関、NGO、子ども/若者やその他ステークホルダーによる共同ワーキングチームの設立に向けて政府支援を行います。
- 最悪な形態の労働に従事する子どもや若者の特定およびリハビリ、コミュニティレベルでの児童人身売買の対応策、またその他被害者の社会復帰に向けた取り組みを可能とするため、主要なステークホルダー（例：ソーシャルワーカー、教師、コミュニティ団体のメンバー、法執行官、地方自治体の児童保護委員会、性差別暴力（GBV）の監視団体、児童福祉委員会の代表、女性児童省事務所、労働省事務所等）の能力を強化します。具体的には、地域社会（コミュニティ）に基づいたモニタリング、仕事に就く子どもの検知および身元確認、最悪な形態の労働に従事する子どもや若者に対するリハビリテーション、コミュニティレベルでの児童人身売買への関与を防止すること、社会復帰を促すことに取り組みます。
- 児童保護および児童労働対策プログラムを地域の定期計画に盛り込むよう、地方政府団体に働きかけます。
- 地域および全国レベルで被害者児童の救助、リハビリおよび社会復帰支援に向けたガイドラインおよびの構築および事例管理システムの設立を支援します。

## **プログラム構成要素 3：プログラムの検査、調整および法律順守態勢メカニズムの強化**

以下の活動が含まれます：

- 最悪な形態の児童労働に従事している子どもや児童人身売買の重要な情報および対応策などに関する個別のデータを集約する児童保護情報管理システムの設立に向けて適切な機関（例：労働/移動管理省、地域児童福祉委員会、地方自治体レベルの女性児童省事務所など）を支援します。
- 労働省、女性児童社会福祉省およびネパール警察などを中心としたメンバーでの全国および地域レベルの定期ミーティング開催を支援し、プログラムを実施した上での教訓や問題点などを共有し、文書化します。
- 政府、民間セクター、NGOなどと共同での現地視察を実施します。
- 対象 8 県において改良されたモニタリング/検査メカニズム手法の導入を行う政府を支援します。

## **プログラム構成要素 4：社会の動員と意識改革に向けたコミュニケーション**

以下の活動が含まれます：

- 児童人身売買問題を含む児童労働撲滅に向けたコミュニケーション資料を作成し、配布します。児童労働やその他児童保護問題に対する関心を高めるための情報/教育/コミュニケーション（IEC）資料としてポスター、パンフレット、ブローシャー、ステッカーなどを作成し、ステークホルダーおよび対象コミュニティに対して試験的導入を試みます。これらの資料は児童労働や児童人身売買に係る既存の法律や規制に関する情報を一般社会にも普及させる効果が期待されています。

- マスメディアを利用して子ども、家族、コミュニティ、雇用者および社会一般の児童労働に対する関心を高め、意識を改革することを目的とした社会動員キャンペーンを行います。これらのキャンペーンは子どもの権利、児童労働/人身売買の有害な影響、危険性などと同時に、状況改善に向けた支援サービスやジェンダー、カースト、民族差別に対する無差別原理の普及を目指した情報を提供します。これらのコミュニケーション資料は子どもの権利に関する重要なメッセージとコンセプトを社会一般および対象者に対して普及させる効果が期待されます。
- 路上での演劇やソーシャルワーカーによる個別家庭訪問、学校やコミュニティでの交流プログラムを通じて対象者へ啓蒙活動を行い、子どもの権利を尊重する文化を普及し、確立させます。
- 子どもや集落の委員会、委員会代表、子どもクラブ、ユースグループ、教師などを以下の重要な活動の担い手としてのプログラムへの参加を促します：相談の引き受け；児童を雇用する現地雇用者の意識改革の推奨；子どもを働かせるのではなく、教育を受けさせるよう、子どもの両親やコミュニティの意識改革の推奨；プログラム実施状況のモニタリングを支援し、子どもの権利を尊重する風習が定着するための働きかけなど。

### **プログラム構成要素 5：政策提言（アドボカシー）、民間セクターとの共同リサーチおよび活動の実施**

以下の活動が含まれます：

- 児童労働と児童人身売買に関するリサーチ/調査を行い、確実な証拠および信頼できるデータを蓄積し、同分野におけるデータ不足を補います。
- 政府高官レベルに対してデータに基づいた政策提言（アドボカシー）を行い、児童労働および児童人身売買が緊急度の高い問題として公的アジェンダに盛り込まれるよう働きかけます。そのために、政府の重要人物とのミーティング、ワークショップや協議を行い、問題の認知度を上げるためにプレスコンファレンス、プレスリリースなどを発表し、各分野の政策決定者とコミュニケーションを取り、子どもたちの置かれた状況に関する情報を提供します。
- 女性、不利な立場に置かれた人々や障がいを持つ人々の雇用促進に重点を置いた商品・サービスの普及のための商業インセンティブ（税免除、補助金、奨励金等）に関する政策提言（アドボカシー）をネパール全国及び諸外国に向けて行います。
- 民間セクターと共同で雇用者と家族双方にプラスとなる雇用モデルの試験的プロジェクトを策定します。
- 労働環境改善のために雇用者に向けて技術および物資支援を行い、カーペット産業など特定の産業で製造の費用対効果改善を目指します。

### **2.3 戦略**

以下の戦略は当プロジェクトの全ての構成要素および活動に適用されます。

#### *政府によるオーナーシップ*

当プロジェクトはネパール国家を児童労働に係る全ての事項の最終的な責任者と見做し、同国家が責任と義務を負うかたちで策定されています。そのため、中央/地方レベルでの政府機関はプロジェクトの実施のみならず計画、管理および実施体制の調整など、より重要な役割を果たすことが期待されています。

#### *プロジェクト実施能力強化*

当プロジェクトは児童保護システムの強化を目的として、コミュニティ、地方および全国レベルのプロジェクト実施能力構築戦略を導入します。プロジェクトの導入に先立ち、各構成要素を実施するうえで強化が必要となる能力分野の分析が行われます。当プロジェクトの成功には子どもの保護環境が主要なステークホルダーにより整備/維持されることが必要であり、そのためには当ステークホルダーが必要な能力を有することが絶対的な条件となります。

### 政策提言（アドボカシー）

このプロジェクトによる長期的な効果の持続にはプロジェクトに賛同する政治的意向とコミットメントの喚起が必要となります。そのため、児童労働（最悪な形態の児童労働と児童人身売買を含む）を取り巻く劣悪な環境に対する持続的支援を政策および実務レベルでの最重要課題として取り扱うよう、政策提言（アドボカシー）を行います。

### 意識改革に向けたコミュニケーション

意識改革に向けたコミュニケーションは児童労働および児童人身売買撲滅戦を目指した戦略の一部を担います。意識改革を目指したメッセージはメディアを通じて重要なステークホルダー、雇用者および国民一般に向けて幅広く伝えられます。対象となるメディアは現地の FM ラジオステーション、特定の印刷物、掲示板やその他あらゆる形のグループコミュニケーション（子どもを中心としたグループ、親を中心としたグループなど）を含みます。

### プロジェクト実施体制の調整

政府の権限により既存の実施体制の下で、現地レベルで問題の対応や適切な機関への照会を行うための強固なネットワークが構築されます。例として地方自治体や商工会議所などによる働きかけを通じてプロジェクトのパートナー機関が各自の比較優位性を発揮し、重複作業を避け、最終的には支援を必要とする子どもとその家族に向け、より早く質の高いサービスが提供できる環境の構築を目指します。全国および地域でコンサルテーションを実施し、適切なメカニズムの構築を支援します。

### サービスの提供および照会メカニズム

当プロジェクトは現地政府当局、NGO およびコミュニティ団体間のパートナーシップ、リンクや照会メカニズムの構築を支援し、被害者またはリスクにさらされた子どもやその家族に向けた適切なサービス提供を目指します。例として以下サービスへの照会を行います：正規および/または非正規教育；保健施設；職業訓練；子どもと家族に向けた心理的サポート；必要に応じた法的支援；収入活動；緊急避難所；生活実務訓練等。

### 子どもの参加

当プロジェクトは全てのステークホルダーがファミリーグループカンファレンスや子どもクラブなどを通じて全ての取り組みで子どもの視点を取り入れながら子どもの参加を促す体制を強化します。このような姿勢は最もリスクの高い子どもとその家族の特定や社会復帰へ向けたプロセスで特に重要となります。また、子どもクラブなどでの活動は子どもたちの視点、問題点および優先事項などがプロジェクトの計画および実施の中で反映されていることを確認する場となります。

### ジェンダーに対する配慮

ジェンダー差別により、女子児童の退学率は高く、結果、人身売買、児童労働の被害に合う確率は男子児童に比べて高まっています。そのため、このプロジェクトではジェンダー問題をプロジェクトの立案および実施における主要なテーマの一つとして取り上げ、全ての戦略および活動にその対応策を盛り込みます。加えて、ジェンダー問題に対する効果をプロジェクト自体の評価の一つとしてモニターします。

経済および基本的な公的サービスを通じた被害者の社会復帰への取り組みは、対象となる男子または女子児童の異なるニーズ、利益、優先順位に応じるためにジェンダーに配慮したかたちで策定され、実施されます。その中でも特に現状の性差別の悪化や経済的苦難による女子児童への負担増加を避けることに重点を置いた取り組みが行われます。女子児童が当プロジェクトにより男子児童と同等の受益者になれるよう、女子児童に特化した取り組みも導入します。

### 対象者のニーズに特化した社会経済復帰

当プロジェクトは異なる年齢層毎の基礎ニーズ満たすよう策定されています。子どもには正規/非正規を含む各種の教育機会や年齢ごとのライフスキルプログラムが提供され、一方で親/保護者は収入取得活動支援が実施されます。当プロジェクトは個人およびコミュニティ双方に重点を

おいたアプローチにより子どもたちとコミュニティが同時に各自のスキルと能力を強化し、子どもとその家族を守る環境を構築できるよう促す取り組みを実施します。

#### *児童労働、児童人身売買問題の重要性の訴え*

児童労働および児童人身売買の問題はその規模と性質から、より包括的で総体的なアプローチを必要としています。ユニセフは児童労働および児童人身売買問題を需要と供給のレベルから解消するために当問題への取り組みをあらゆるセクター、法律、政策、支援プログラムや公的サービスなど幅広い分野まで拡大し、当プログラムや政策の策定、実施、モニタリングおよび評価を主要な政治、経済及び社会的取り組みの重要課題の一つとなるように働きかけます。

### **3. 対象層**

当プロジェクトは以下の対象層に焦点を当てています。

- 最悪な形態の児童労働を含む労働に従事している子どもたち
- 児童人身売買の被害者および被害の危険にさらされている子どもたち
- 子どもを児童労働に従事させている、またはさせる可能性のある脆弱な世帯
- 上記の子どもたちとのつながりがある親族またはコミュニティ

#### **3.1 対象地域**

ユニセフは最悪な形態の児童労働や人身売買リスクの最も高い地域の 8 地方自治体に対して児童労働および人身売買対策プログラムの実施を支援します。対象地域は政府の定める優先順位に基づき決定します。その他の構成要素（例：組織能力の強化、法律および政策フレームワーク、意識改革に向けたコミュニケーション）は全国および地域レベルを対象として実施します。

#### **3.2 パートナー団体**

当プロジェクトの中央レベルの主なパートナーは女性/児童/社会福祉省、労働/移動管理省、教育スポーツ省、家庭省、中央児童福祉委員会、ネパール警察、ネパール労働組合総連合、ネパール商工会議所連合会、Save the Children Alliance と World Education and Child Workers in Nepal を含む国内および海外の主要 NGO です。

地域レベルでは地域児童福祉委員会、地域事務所長、女性開発事務所、地方自治体、商工会議所、労働組合、現地 NGO、また、GBV Watch Group や子どもクラブなど、特定のコミュニティベースの組織などをパートナーとした取り組みを行います。また、当プロジェクトはユニセフ以外でも ILO、UNDP および UNFPA などの国連機関と連携の上で実施されます。

#### **3.3 モニタリング、評価およびレポーティング**

当プロジェクトは実施過程において得られる教訓等によって活動がさらに促進され、改良される仕組みを有しています。そのために当プロジェクトのアウトプット、または対象となるコミュニティ、家族、子どもへの影響は定期的に分析され、活用されます。

当プロジェクトは客観的に検証可能なインジケーターにより進捗をモニターする仕組みが組み込まれており、同時にこれらのインジケーターは新しく得た教訓に基づく調整を加えることが可能です。全てのモニタリングは政府とその他適切なステークホルダーとの連携で行われます。また、当プロジェクトによる支援は想定外のイベントやより適切な手段の発見に伴い調整を加えることも可能です。年次でプロジェクトに対するレビューが行われ、そこで進捗確認および今後の取り組みに関する提言が行われます。また、プロジェクトの終了時には外部による評価が行われ、ここでは将来的な取り組みの参考となる教訓が特定され、プロジェクト実施上の説明責任が確保されます。

#### 4. 予算

支援分野	初年度	2年目	合計（米ドル）
<b>A) 活動</b>			
(1) 最悪な形態の児童労働に従事する 1,200 人の児童に対する適切なリハビリおよび社会復帰サービスとその他 3,000 人に対する各種サービスの提供	90,000	53,500	143,500
(2) 全国/地域レベルでの政府機関、およびコミュニティ組織の能力強化	30,000	15,000	45,000
(3) 検査、実施体制調整および規制遵守メカニズムの強化支援	12,000	10,000	22,000
(4) 社会の動員および意識改革に向けたコミュニケーションの実施	35,000	20,000	55,000
(5) 政策提言（アドボカシー）、調査および民間セクターと共同の試験プロジェクトの実施	60,000		60,000
<b>小計（米ドル）</b>	<b>227,000</b>	<b>98,500</b>	<b>325,500</b>
<b>B) 技術支援/業務関連費用</b>			
(4) 技術支援および業務関連費用	25,000	14,825	39,825
(6) プロジェクトのモニタリングおよび評価費用	5,000	4,000	9,000
<b>小計（米ドル）</b>	<b>30,000</b>	<b>18,825</b>	<b>48,825</b>
<b>合計 A + B</b>	<b>257,000</b>	<b>117,325</b>	<b>374,325</b>
(7) プロジェクト支援費用	20,560	9,386	29,946
<b>総計（米ドル）</b>	<b>277,560</b>	<b>126,711</b>	<b>404,271</b>